

「ふくおか6次化商品セレクション」実施要綱

(制定 令和4年10月27日4園振第1065号)

(一部改正 令和5年10月3日5園振第929号)

(目的)

第1条 県内各地で6次産業化の取組による新たな加工商品等の開発が進められている。知事は、これらの6次化商品の魅力を高め、販売拡大を促進するため、「ふくおか6次化商品セレクション」を実施し、ストーリー性の高さや県産農林水産物を使用している等の話題性に優れた商品を表彰するもの。

(定義)

第2条 この要綱において、6次化商品とは、県産農林水産物へのこだわりや高い品質などの優れた特長を持つ商品で、その原材料に県産農林水産物を使用し、製造されたものであり、以下の各号に定めるものをいう。

- (1) 加工食品は、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき定める食品表示基準第2条1項の対象となるもの。
- (2) 酒類は、酒税法（昭和28年法律第6号）第2章第2条に定める酒類。
- (3) 化粧品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第1章第2条3項に定める化粧品。
- (4) その他、特に知事が認めるもの。

(応募要件)

第3条 ふくおか6次化商品セレクションの応募者及び応募商品の要件は、次のとおりとする。

- (1) 応募者は、県内農林漁業者又は県内農林漁業者で組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）、及び県内農林漁業者等と連携し6次産業化を推進している事業者（以下「事業者」という。）。
なお、事業者は、農林漁業者等から原材料を直接仕入れたり、商品の企画・開発を農林漁業者等と連携して行うなど、農林漁業者等の6次産業化を促進する取組みを行っている者（高等学校、大学等を含む）。
- (2) 応募商品は、主たる原材料に県産農林水産物を使用し製造された商品とする。
- (3) 応募点数は、1応募者あたり1件/年とする。ただし、複数の商品であっても、シリーズ化された商品等は1件として取り扱う。
- (4) 応募者は暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(審査)

第4条 審査は書類審査である第一次審査及び現物審査を含む第二次審査を行う。

- (1) 第一次審査及び第二次審査は第5条で定める審査委員会により行う。
- (2) 第一次審査の審査項目は、「商品のストーリー性」、「県産農林水産物へのこだわり」、「独自性」、「市場性」の4項目とする。
- (3) 第二次審査の審査項目は、第一次審査の4項目に「品質」を加えた5項目とする。

- (4) 第二次審査は、商品の現物審査を踏まえ、総合的に判断して行う。
- (5) 第二次審査は、各委員が採点した審査項目ごとの得点の平均点及びその合計点を集計した順位表をもとに、委員の合議により総合的な判断の上、順位を決定する。
- (6) 第二次審査において、ストーリー性の高さや県産農林水産物を使用している等、他の模範となる商品2点に知事賞を、その他、独自性が高く、アイデアに優れた商品に特別賞等を授与する。
- (7) 審査項目及び配点は、別表1、別表2及び別表3に定める。

(審査委員会の設置)

- 第5条 ふくおか6次化商品セレクションの表彰に関し必要な事項を審査するため、ふくおか6次化商品セレクション審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 審査委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別途定める。

(応募方法)

- 第6条 ふくおか6次化商品セレクションに応募しようとする者（以下「申請者」という。）は、ふくおか6次化商品セレクション応募申請書（以下「申請書」という。）（農林漁業者等：様式第1号、事業者用：様式第2号、学生用：様式第3号）を知事に提出するものとする。
- 2 申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業概要がわかるもの（※企業の場合：会社概要、パンフレット等）
 - (2) 特許権、商標権等を取得している場合はその写し
 - (3) その他、知事が必要と認める書類

(表彰)

- 第7条 知事は、委員会の審査結果に基づき、ふくおか6次化商品セレクション受賞商品を決し、ふくおか6次化商品セレクション受賞通知書（様式第4号）を通知する。
- 2 知事は、申請された商品が審査基準に適合しないと認めたときは、ふくおか6次化商品セレクション審査結果通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
 - 3 知事は、審査の結果優秀と認めたものは、表彰を行うものとする。
 - 4 別に、特別賞を設け、表彰を行うものとする。

(業務状況の聴取等)

- 第8条 知事は、特に必要があると認めるときは、受賞事業者に対して、受賞商品に係る報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。

(表彰の取消)

- 第9条 知事は、受賞商品が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すことができる。
- (1) 表彰を受ける要件、資格を欠くに至ったとき
 - (2) 表彰基準に適合しないと認められたとき
 - (3) 虚偽の申請により表彰を受けたとき
 - (4) 第8条の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき
 - (5) 第9条の規定による報告、調査を理由なく拒否、又は指示に従わなかったとき

- (6) 受賞商品の生産、製造又は販売を廃止したとき
- (7) その他、制度の運用に重要な支障をきたす行為があったとき

2 知事は、表彰を取り消す場合は、その対象となる6次化商品及び受賞事業者の氏名（法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を公表することができる。

（受賞事業者の責務）

第10条 受賞事業者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに、次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 受賞商品の計画的な生産、製造並びに適正な保管および流通体制の整備に努めなければならない。
- (2) 第9条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

2 受賞商品の品質、流通、販売において事故等の問題が生じたときには、受賞事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、ふくおか6次化商品セレクション事故等発生報告書（様式第6号）により、早急に知事に報告しなければならない。

（事務処理）

第11条 この表彰に関する事務は、農林水産部園芸振興課が行う。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月27日から施行する。
- 2 「福岡県6次化商品コンクール」実施要綱（平成26年10月15日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月3日から施行する。